# 参考資料

#### 1 食育基本法の概要

食育基本法(抜粋)(平成十七年法律第六十三号) 二十一世紀における我が国の発展のためには、子ど もたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に 向かって羽ばたくことができるようにするととも に、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわ たって生き生きと暮らすことができるようにするこ とが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を 身に付けていくためには、何よりも「食」が重要で ある。今、改めて、食育を、生きる上での基本であ って、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと 位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に 関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な 食生活を実践することができる人間を育てる食育を 推進することが求められている。もとより、食育は あらゆる世代の国民に必要なものであるが、子ども たちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に 大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身 体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となる ものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙 しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切 さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄 養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増 加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな

「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の 問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾 濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、

「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり 方を学ぶことが求められている。(中略)

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の 「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現 することが求められるとともに、都市と農山漁村の 共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者 との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊か な食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料 の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄 与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、 自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への 感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼で きる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付け ることによって、心身の健康を増進する健全な食生 活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育 所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進 に取り組んでいくことが、我々に課せられている課 題である。(中略)

#### 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成) 第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、 生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資する ことを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、 自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わ る人々の様々な活動に支えられていることについ て、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければ ならない。

#### (食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図り

つつ、あまねく全国において展開されなければなら ない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割) 第五条 食育は、父母その他の保護者にあっては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあっては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践) 第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配意及び

農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、 地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた 食料の生産とその消費等に配意し、我が国の食料の 需要及び供給の状況についての国民の理解を深める とともに、食料の生産者と消費者との交流等を図る ことにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給 率の向上に資するよう、推進されなければならない。 (食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。(中略)(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公 共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定 し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、 医療及び保健(以下「教育等」という。)に関する 職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及 び関係団体(以下「教育関係者等」という。)は、 食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な 役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機 会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進 するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進 に関する活動に協力するよう努めるものとする。 2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体(以下「農 林漁業者等」という。)は、農林漁業に関する体験 活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する

活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する 上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念 にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を 積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活 動の重要性について、国民の理解が深まるよう努め るとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の 推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

#### (食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の 提供を行う事業者及びその組織する団体(以下「食 品関連事業者等」という。)は、基本理念にのっと り、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育 の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体 が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の 推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。 (国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。(中略)

#### (市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画(都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画)を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「市町村食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 市町村(市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議)は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

#### 第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進) 第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、 栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善 を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓 発、地域における食育の推進に関する専門的知識を 有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保 健所、市町村保健センター、医療機関等における食 育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等に おける食育に関する指導の充実、食品関連事業者等 が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施 策を講ずるものとする。

#### (食育推進運動の展開)

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や 作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等 我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進する ため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の 必要な施策を講ずるものとする。 (中略)

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。(中略) (施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

### 2 第2次食育推進計画策定会議及び策定ワーキング会議の開催

○計画策定アドバイザー

会津大学短期大学部食物栄養学科 教授 鈴木秀子 氏

### 〇第2次食育推進計画策定会議

所属	備考
会津若松市幼児教育振興協会	座長
福島県栄養士会会津支部	
会津若松市保育所連合会	
会津若松市父母と教師の会連合会	
会津若松市食生活改善推進協議会	
会津若松市幼児教育振興協会	
若松ガス株式会社	
中小企業家同友会会津地区	
会津若松市地産地消推進協議会	
リオン・ドールコーポレーション	
お弁当の日を広める会	
JR東日本東北総合サービス株式会社会津若松営業所	
株式会社ヨークベニマル	
生活協同組合コープあいづ	
暮らしのたすけあいの会	
特定非営利活動法人自立支援センター雑草の会 キッチン・モモ	
会津調理師会	
会津若松市グリーンツーリズムクラブ	
キープオンカンパニー株式会社就労支援事業A型MARC(マルク)	
食べもののひみつ知り隊	
有限会社あいづ松川	
元祖輪箱飯(わっぱめし)割烹田季野	
会津ヤクルト株式会社	
会津丸善水産株式会社	
會・マチエール	
第一生命保険株式会社福島支社(会津ブロック)	
特定非営利法人夢あるき 児童発達支援センター ゆめみっこ	
山里食加工所	
山里農園	
一般(3名)	

# ○第2次食育推進計画策定ワーキング会議

所属団体	所属	氏名	備考
会津若松市食育ネットワーク会長	会津若松市幼児教育振興協会	若松第二幼稚園 園長 上嶋啓子	
会津若松市食育ネットワーク副会長	福島県栄養士会会津支部	松谷祐子	座長
会津若松市食育ネットワーク理事	会津若松市保育所連合会	会津婦人会保育園 園長 愛澤裕美子	
会津若松市食育ネットワーク理事	会津若松市父母と教師の会 連合会	母親部会 会長 土井洋美	
会津若松市食育ネットワーク理事	会津若松市食生活改善推進協議会	会長 真下ちあき	
会津若松市食育ネットワーク 研修部会長	会津若松市幼児教育振興協会	若松第二幼稚園 副園長 神林聡子	
会津若松市食育ネットワーク 活動部会長	若松ガス株式会社	営業部 課長 齋藤優子	
会津若松市食育ネットワーク 広報部会長	中小企業家同友会会津地区	株式会社おくや 代表取締役 松﨑健太郎	
公募市民		室井弘子	
公募市民		武藤寿朗	
公募市民		木村貴華子	
関係者(教育機関)	湘洋学園高等学校	センター長 増井明日美	

# 3 第2次食育推進計画の策定経過

年	月日	内 容
	5月29日	文教厚生委員会協議会(計画策定・調査実施報告)
	6月23日	計画策定ワーキング会議(第1回)
	7月 8日~	市民アンケート調査の実施
令和	9月16日	文教厚生委員会協議会(調査報告)
2	9月29日	計画策定ワーキング会議(第2回)
年	11月 5日	庁内連携会議開催
+	11月 6日	計画策定会議開催(第1回)
	11月12日	庁内連携課長会議開催
	11月13日	計画策定会議開催(第2回)
	1月12日	庁議 (計画案のパブリックコメントについて)
令	1月15日	文教厚生委員会協議会(計画案のパブリックコメントについて)
和	1月20日	健康づくり推進協議会開催(素案説明)
3	1月20日~	パブリックコメントの実施
年	3月12日	健康づくり推進協議会での協議(諮問)
	3月17日	健康づくり推進協議会での協議(答申)

本学の場合、市外出身者が多いため、短大入学を機に一人暮らしをはじめた学生がほとんどです。

一人暮らしを経験したからこそ、毎日おいしい食事をつくってくれた親へ感謝の念を抱くようになりました。朝早く起きて家族全員の食事を用意してくれることから一日が始まり、家計をやりくりしながら食事の栄養バランスまで考えてくれる親はなんと偉大なことでしょうか。



今回、短大でデザインを学んでいる学生たちは食育推進計画のデザインをお手伝いさせて 頂きましたが、食事の栄養バランスや食べ方など様々な「食育」に関する知識を学ぶことが できました。そして、知識だけではなく、毎日を健康に過ごしていくための実践を続けてい くことの重要性について、自分の生活を振り返りながら学ぶことができたと思います。

会津大学短期大学部 産業情報学科 デザイン情報コース 高橋ゼミ 2020年入学生

## 会津若松市オリジナル食育ピクトグラムデザインについて

市ホームページよりダウンロードして、食育活動において自由に使用することができます。



### 楽しい食事

ー家団欒で楽しそうに食べているイメージ テーブルの上に並んだ食事 会津若松市ホームページ 「食育で元気になる人とまち」 食育推進計画を進めています

https://www.city.aizuwakama tsu.fukushima.jp/docs/20070 80802355/





## バランスの良い食事

栄養バランスの良い食事を摂ることによって健康になる









## 生産から消費まで

生産者が作った食材が流通するイメージ 地産地消

